

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 日

株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業本部生活衛生融資部 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

ホテル・旅館営業に係る日本政策金融公庫の貸付（国民生活事業）に関する Q & A

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、厳しい経営環境におかれている宿泊施設から資金繰りの相談が大幅に増加しております。

その中で、いわゆる「レジャーホテル」や「ラグジュアリーホテル」などの名称で、外国人の宿泊や女子会など、異性の同伴以外の利用も含めた複合的な利用形態を想定した宿泊施設からの融資相談が寄せられている旨、伺っているところです。

今般、このような宿泊施設からの融資相談に係る取扱いを明確化するため、下記のとおり Q & A を作成しましたので、貸付審査の参考として頂きますよう、よろしくお取り計らいの程お願いいたします。

記

Q： 「レジャーホテル」や「ラグジュアリーホテル」などの名称で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 6 項第 4 号による「店舗型性風俗特殊営業」の届出対象外であり、かつ異性の同伴以外の利用も含めた複合的な利用形態を想定したホテル・旅館から融資相談が来た場合、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A： 風営法第 2 条第 6 項第 4 号の届出対象外のホテル・旅館に係る貸付審査に際しては、例えば「レジャーホテル」などの名称のみをもって融資の対象外と判断することなく、従前どおり「平成 12 年 3 月 31 日衛企第 19 号企画課長・衛指第 36 号指導課長連名通知」に基づき、施設ごとにその構造設備や営業実態に応じてご判断下さい。

※平成 22 年に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号）が改正され、風営法第 2 条第 6 項第 4 号営業として規制される範囲が拡大されていますので、ご留意下さい。